

食品接触材料安全センターメールマガジン No.51 (2022年11月下旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

11月4日薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会が開催され、先頃その議事概要がアップされましたので紹介します。一般衛生管理、適正製造管理に係る省令の施行時期は、PL 告示改正施行に整合されることが確認されました。またこれらの管理には今後手引きが作成されます。

(開催案内) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28514.html

(資料) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28884.html

(議事概要) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28978.html

議題(1) 器具又は容器包装を製造する営業に関する基準について

○ 検討を進めてきた経緯について、六鹿委員より別紙 1-2 及び 1-3 を用いて説明があった。

○ 対応案について了承されるとともに、議論においては以下の点について意見があった。

・ 別紙 1-3 の 2 ページ目 (適正製造管理のうち、販売先に伝える情報の管理の項) について

情報提供の具体的な内容、管理方法については、今後検討する手引きが重要であり、委員に共有してほしい。

○ 今後の進め方について

・ 今回の部会で了承された対応案に基づき、省令改正に向けた必要な手続 (食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼、パブリックコメント等) を進めること

・ 施行時期は、ポジティブリストに関連する事項であるため、ポジティブリストの再整理に伴う告示改正の施行に合わせる必要があること

について事務局より説明を行い、進め方について了承された。

議題(2) その他

○ ポジティブリストの再整理の検討状況について、資料 2 で説明を行った。

■食品接触材料安全センター2022年度事業計画について

食品接触材料安全センター2022年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの2022年度事業計画をシリーズで紹介してきました。2022年度の上半期が終わったことから、各事業の進捗状況を順次紹介していきます。今回は各委員会や部会の状況を取り上げます。

委員会

●総務企画委員会

協議会事業及び運営に関する企画並びに総合調整などに関する事業などを担い10月4日に第3回総務企画委員会の開催を予定した。

●ポリ衛協承継基準管理委員会

ポリ衛協承継基準の制定・改廃に関する事業などを担い4回開催した。

●確認証明（ポリ衛協型）委員会

確認証明書（ポリ衛協型）の申請及び交付に関する事業などを担い1回開催した。

●JHP承継規格管理委員会

塩食協JHP承継規格の制定・改廃に関する事業などを担い3回開催した。

●技術政策委員会

食品衛生法ポジティブリスト制度における技術的課題への対応に関する事業などを担い、6回開催した。

●適合確認政策委員会

食品衛生法ポジティブリスト制度への適合確認の仕組みに関する事業などを担い1回開催した。

●情報調査・広報委員会

安全センター事業及び食品用器具容器包装に関する衛生・安全性に係る情報収集、広報に関する事業などを担い6回開催した。

部会

昨年度に設置した7つの部会（添加剤、混合、加工、器具容器包装、色材、ポリアミド、ポリブチレンテレフタレート）に加えて、今年度は、新たに3つの部会（PC、AS・ABS、PE・PP）を設置した。

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- e-GOV「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針の改定案に対する意見募集（パブリックコメント）について」2022年11月7日

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220044&Mode=0>

- 韓国環境部「国・自治体・産業界が一体となって取り組むリサイクル優遇制度」2022年11月4日

<http://eng.me.go.kr/eng/web/board/read.do;jsessionid=+YIhyt9rGD5bkvH1MM2HmsbJ.mehome1?menuId=461&boardMasterId=522&boardId=1558370>

分別回収を進めるため、金融ポイント制度導入。

- 中国発展改革委員会「国家発展改革委員会と他の部門はインターネット通販業者のプラスチック汚染と過剰包装の強化に関するシンポジウムを開催」2022年11月4日

https://www.ndrc.gov.cn/fggz/202211/t20221104_1340903.html?code=&state=123

- 中国全国軽工業連合会「中国全国軽工業連合会業界標準「食品接触用リサイクルアルミニウム合金板及び容器」に関する意見募集のお知らせ（意見募集案）」2022年11月11日

http://www.cnlic.org.cn/zhongqingliangonggao/202211/t20221111_64881.html

- 台湾環境保護庁「ネットゼロトランスフォーメーションの新しい選択肢 - 資源循環ネットワーク廃棄物クリーンアップ計画」2022年11月22日

<https://enews.epa.gov.tw/Page/3B3C62C78849F32F/c764bc96-3951-4c85-9d2e-19135aca3f38>

- 先頃欧州委員会は、「包装及び包装廃棄物指令」（PPWD）を代替する「包装及び包装廃棄物規則」（案）を関係者に内示した。包装のリサイクルのターゲット、リユースのターゲット、一部包装への強制的デポジット制度の導入、一部包装への強制的堆肥化可能材料の利用、包装の最小化（過剰包装規制）ターゲット、包装のリサイクル性能等級制度の導入など、事業環境に大きな変化が生じる。この（案）は2022年11月30日欧州議会に提出されて公表される。

●欧州包装 60 団体「欧州包装バリューチェーンは、欧州委員会が提案した包装及び包装廃棄物法に関するアプローチに深刻な懸念を表明する－包装バリューチェーンからの業界共同声明－」 2022 年 11 月 14 日

<https://www.plasticsconverters.eu/post/eupc-co-signed-a-joint-industry-statement-revision-of-eu-rules-on-packaging-and-packaging-waste>

上記「包装及び包装廃棄物規則」（案）に対する業界声明

●欧州委員会コミトロジーレジスタ「PVC に含まれる鉛及びその化合物に関し欧州議会及び閣僚理事会規則（EC） No 1907/2006 附属書 XVII を改正する欧州委員会規則案に対する REACH 委員会の協議」 2022 年 11 月 16 日～12 月 7 日 書面採決

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%292262/consult?lang=en>

●欧州委員会コミトロジーレジスタ「科学的及び技術的進展への適応及び指令 2008/98/EC 第 39 条の下設置された廃棄物指令（欧州議会及び閣僚理事会指令（EU） 2019/904）の施行に係る委員会会合」 2022 年 11 月 22 日

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282022%292166/consult?lang=en>

●欧州委員会「植物、動物、食品及び飼料に関する常任委員会、新規食品及び食物連鎖毒性学的安全性部会、2022 年 10 月 19 日」

https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-11/reg-com_toxic_20221019_sum.pdf

食品接触材料を含む議事録。プラスチック規則（PIM）第 16 次改正案が可決された。

●欧州委員会「紫外線吸収剤：海水の汚染により環境リスクが高くなる可能性がある」 2022 年 11 月 9 日

https://environment.ec.europa.eu/news/uv-filters-contamination-seawater-may-pose-high-environmental-risk-2022-11-09_en

●ECHA「検討中の提出された制限」環境に対し内分泌かく乱特性をもつ BPA をはじめ他のビスフェノール類及びビスフェノール誘導体

<https://echa.europa.eu/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/71401/term>

「附属書 XV 制限報告書」

<https://echa.europa.eu/documents/10162/450ca46b-493f-fd0c-afec-c3aea39de487>

●ECHA 「廃棄物から回収される物質の 4 分の 1 が REACH に準拠していない」 2022 年 11 月 8 日

<https://echa.europa.eu/-/one-in-four-substances-recovered-from-waste-non-compliant-with-reach>

「次の EU 全体の REACH 施行プロジェクトは輸入製品に焦点を当てる」 2022 年 11 月 16 日

<https://echa.europa.eu/-/next-eu-wide-reach-enforcement-project-to-focus-on-imported-products>

●EFSA 「消費済 PET を食品接触材料にリサイクルするため使用される Starlinger deCON 技術に基づくプロセス Polyfab Plastics の安全性評価」 2022 年 11 月 9 日

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/7579>

●独 BfR 「男性ボランティアの日焼け止めからの $^{13}\text{C}_4$ -パーフルオロオクタン酸 ($^{13}\text{C}_4$ -PFOA) の経皮吸収 - パーフルオロアルキル物質 (PFAS) の内部ばく露に対する化粧品の寄与は何か?」 2022 年 10 月

https://www.bfr.bund.de/en/transdermal_absorption_of_13c4_perfluorooctanoic_acid_13c4_pfoa_from_a_sunscreen_in_a_male_volunteer_what_could_be_the_contribution_of_cosmetics_to_the_internal_exposure_of_perfluoroalkyl_substances_pfas_-_308812.html

●ドイツ 「プラスチック汚染は将来、その代償を払うだろう」 2022 年 11 月 2 日

<https://www.bmu.de/pressemitteilung/plastikverschmutzung-hat-kuenftig-ihren-preis>

連邦内閣が使い捨てプラスチック基金を設立する法律を可決

●フランス 「製品に関する環境クレームと消費者情報の枠組み」 2022 年 10 月 5 日

<https://www.ecologie.gouv.fr/encadrement-des-allegations-environnementales-et-information-du-consommateur-sur-produits>

●FDA は、11 月 15 日官報 「政府機関の情報収集活動；管理予算レビュー局への提出；コメント募集；食品接触成形品に使用される物質の規制の閾値」に、規制の閾値の作業状況を公表した。

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/11/15/2022-24801/agency-information-collection-activities-submission-for-office-of-management-and-budget-review>

●GAO「食品の安全性：食品の製造、包装、輸送に使用される物質に対する FDA の監視が強化される可能性がある」 2022 年 11 月 8 日

<https://www.gao.gov/products/gao-23-104434>

11 月 8 日米国連邦政府監査院（GAO）は、FDA に認可された食品添加物の再評価に係る 2 つの勧告を行った：(i) 物質の安全性を再評価するため、企業に必要な情報提供を強制できるよう、議会に特定の法的権限に要請する、(ii) 全ての食品接触物質の最終審査の日付を追跡するよう勧告する。背景に PFAS 問題などがある。

●EPA「EPA は PFAS からのコミュニティ保護に重要な進展を強調する」2022 年 11 月 17 日

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-highlights-important-progress-protecting-communities-pfas>

●タイ「セミナー参加承諾書」2022 年 11 月 30 日開催

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfl7gwsMLMZYPxVuNnGrhDLielePA2zBi-OrfZ2ouy8FnoS7Q/viewform>

https://www.tisi.go.th/data/news/IMG_081165.jpg

「事業者が食品用プラスチック製容器器具の工業製品規格の認可を申請するための準備」。工業規格 TIS 655 Part 1～3 及び TIS 2493 Part 1～2 が対象。タイはこれら工業規格に該当する食品接触成形品の上市に、電子認証取得を求めている。

●インド「食品、医薬品及び飲料水に接触するアイオノマー樹脂の安全な使用－規格（IS 11434 第 1 版）」2022 年 10 月、コメント最終受理日 2022 年 12 月 6 日

https://www.services.bis.gov.in/tmp/WCPCD5220691_07102022_1.pdf

●国連プラスチック汚染問題に係る第 1 回政府間交渉委員会（INC-1）（11 月 28 日～12 月 2 日）、マルチステークホルダーフォーラム（11 月 26 日）に先立ち 11 月 1 日～15 日開催される 5 つの非公式技術ブリーフィングのスケジュールが示され、プレゼン資料や録画が順次公表されている。この中で、INC-1 の公式資料「UNEP/PP/INC.1/7 プラスチック汚染の科学」、「UNEP/PP/INC.1/11 国家レベルでプラスチック汚染を終わらせるための優先事項、ニーズ、課題、障壁」のサマリーに当たるプレゼン資料と録画が目される。

<https://www.unep.org/events/conference/inter-governmental-negotiating-committee-meeting-inc-1>

「プレゼン資料」

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41154/Briefing%203%209%20Nov%20Presentation%20INC%20plastics%20Science.pdf>

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41179/PRIORI~1.PDF>

「録画」

<https://youtu.be/uYu9wsguZTM>

<https://youtu.be/aynulxCHzWo>

UNEP「UNEP/PP/INC.1/INF/11 プラスチック汚染を終わらせるためのマルチステークホルダー行動計画へのアプローチ (UNEP による提出)」 2022 年 11 月 16 日

[https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41252/Multistakeholder Action Agenda.pdf](https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/41252/Multistakeholder%20Action%20Agenda.pdf)

INC-1 情報文書に追加。半年ごと数日間の INC が終わった間にも、マルチステークホルダーフォーラムにより行動計画（具体的手段）が検討されることが注目される。

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

[\(https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/\)](https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー Jcii の個人情報の取扱いに関しましては、Jcii ホームページの“個人情報保護方針”をご

覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>